

小規模特認校制度について（その2）

1 小規模特認校制度の導入の考え方

小規模特認校の取組によって児童数の増加が期待されること、また、望ましい学校規模に向けた取組に当たっては、「教育的な視点」を第一としながらも「地域活性の視点」を併せ持って取り組むという考え方から、小規模な小学校に対する取組の一つとして、小規模特認校制度を導入することが適当である。

2 小規模特認校の対象校等

(1) 対象校

学校の規模によって生じる可能性のある教育上の課題について、小規模な小学校については、学校運営上の工夫等により、その緩和が図られているところである。

しかしながら、1～5学級の小学校については、望ましい学校規模からの乖離が大きく、学校運営上の工夫だけでは、教育上の課題の緩和を図ることが困難となることが考えられる。

そのため、小規模特認校については、1～5学級の小学校を対象として検討する。

(2) 小規模特認校となるために

ア 教育的な視点

新学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びを実現するために、魅力ある教育活動を計画し、実施すること

イ 地域とともにある学校の視点

従前から行われている学校と地域との関わりに加え、学校と地域が、組織的及び継続的な連携・協働体制を確立し、更なる魅力ある学校づくりを目指すこと

(3) 募集する児童について

募集する児童に関しては、例えば、次のような条件が考えられる。

- ・保護者が、学校の経営方針に賛同できること
- ・きめ細かな指導が可能であることや、学習や行事等で児童が活躍しやすいといった小規模校の有する特性の中で保護者が教育を受けさせたいと考えていること
- ・保護者が、学校行事などに協力できること
- ・募集対象児童は、姫路市内に居住している者で、かつ、保護者の送迎等により通学時間が、おおむね1時間以内であること

3 小規模特認校制度の運用

(1) 目標

魅力ある教育活動により、全学年で1学級以上を目指す。

(2) 課題の共有及び検証

小規模特認校として認定されている間も、地域協議会は継続的に開催し、認定による教育環境改善の状況について検証しながら、望ましい学校規模に向けた具体的な取組や課題解消策について協議する。

(3) 実施する期間

魅力ある学校づくりの定着期間やその効果を見る期間として、一定期間（5年間程度）を目途に実施する。この一定期間（5年間程度）で、全学年1学級以上とならない場合は、統合等に向けて取り組むことを検討する。